

令和7年6月～8月

第13回まきのはら塾 遺言セミナー（6回シリーズ）

私も出来る遺言書



<内容>

相続の基礎を学び、遺言書（自筆証書）を作ってみます！
各木曜日（7月4日は金曜日）
の午前10：00～12：00まで行います。6月5日～スタートします。
1時間半位の研修と質疑応答ですすすめていきます。
今年も不動産業の方も来ていただき、相続後の不動産処分も考えます。

講師 司法書士 佐藤 寛

<於 さざんか2F>

<自筆証書遺言記載例>

遺言書

遺言者 山田一郎は、次のとおり遺言する。

私の財産は、すべて 妻 山田一子に相続させる。

付言事項

私が今まで財産を築き、平穏な家庭生活を送れたのも、すべて妻の協力があってのものであると感謝しています。

子供達には、それなりの援助をしてきたつもりです。相続分はありませんが、お母さんを助け、家族争うことなく、仲良く暮らしてもらうことが、私の一番の願いです。

令和7年1月11日

牧之原市細江1番地

遺言者 山田一郎 ㊞

自筆証書遺言

全文、日付、名前自筆で押印。ワープロ不可！

(メリット)

- ・費用がかからない。・いつでも書ける。

(デメリット)

- ・家庭裁判所で遺言書の検認手続きが必要。
- ・記載に不備があることも…
- ・紛失や見つからないことも…

！法務局保管の制度もあります（令和2年～）！

（検認不要 財産目録はパソコンで記載OK）

公正証書遺言

公証役場で、証人2人立会いの上、公証人が作成

(メリット)

- ・間違いがない・紛失しても大丈夫（公証役場に保管あり）

(デメリット)

- ・費用がかかる。
- ・証人2名の立会いが必要。

それぞれ、メリット、デメリットがありますが、お薦めは、公正証書遺言です。

今年の遺言セミナー

☆令和7年度は、6月5日、19日、7月4日、17日、31日、8月7日
場所：さざんか2Fで開催
各木曜日（7月4日のみ金曜）10時～12時まで行います。
1時間半くらいの研修と質疑応答ですすめていきます。

去年の遺言セミナー

昨年は全6回を開催

外部講師

（生命保険の方と税理士の方
不動産取引の方などそれぞれの分野の方に来ていただき
講義を聞きました。）



遺言を作ってみたい、自分の思いを伝えるものを作りたいと思う方は御相談ください。